大分県議会委員会条例の一部改正について

平成二十七年三月十七日提出大分県議会委員会条例の一部を 一部を改正する条例を次のように定める。

議会運営委員長 志 村 学

大分県議会委員会条例 の一部を改正する条例

大分県議会委員会条例 (昭和四十年大分県条例第十号) の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「八人」を「七人」 に改める。

第十八条中 「教育委員会の委員長」 を「教育委員会の教育長」 に に改める。

則

(施行期日)

三十日から施行する。 この条例中第十八条の改正規定は平成二十七年四月一 日 か 5 第二条の 改正規定は同月

(経過措置)

2 規定により教育長が在職する場合においては、 を有する。 に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一 この条例 (第十八条の改正規定に限る。) の施行 改正前 の際現に地方教育行政の の第十 八条の規定は、 なおその 組織及び運営 効力 項の

条例 (昭和三十一年法律第百六十二号) 例(平成十八年大分県条例第三十四号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する の一部改正に伴い、 規定を整備したいので提出する。